知られざる文人たちの奢侈批判
――1782年ブザンソン・アカデミー懸賞論文――

森村　敏己

はじめに

18世紀フランスにおいて奢侈が重要な論争テーマとなったことはよく知られている。奢侈擁護論の口火を切ったジャン＝フランソワ・ムロン以来(1)、1780年代にいたるまで多くの著述家たちがこの問題を論じてきた(2)。その中にはヴォルテール、モンテスキュー、ルソー、フィジオクラート、マブリ、ディドロ、エルヴェシウス、コンディヤックといった著名な思想家たちが名を連ね、奢侈論争において重要な位置を占めるヒュームの『政治論集』のフランス語訳も多くの読者を獲得した(3)。

奢侈を批判する論点は多岐にわたる。キリスト教倫理、富と徳の対立を強調する古代共和政的伝統、身分制擁護、奢侈品の輸入が招く貿易赤字への懸念、浪費が資本の蓄積に及ぼす悪影響といった議論が主要なものだが、ムロンと彼に続く擁護派は奢侈という名で非難されてきた消費が雇用と人口を増やし、技芸の発展を促し、国民を勤勉にするだけでなく、国家を富裕かつ強大にすると主張する。そのうえで彼らは、奢侈を道徳的腐敗の原因だと決めつけながら質素と倹約に基づく厳格な習俗を求める伝統的議論に対抗し、人とモノの交流が盛んとなり、便宜品にあふれた快適な生活に基盤をおいた社会的徳と穏和な習俗こそが文明社会に相応しいと主張することで、奢侈に着せられてきた道徳的汚名を雪ごうとするのである。しかし、奢侈の経済的効果を強調し、望ましい道徳の内容を書き換えるという擁護派の戦略が、反対派の説得に成功したとは思えない。経済発展がもたらす恩恵などに価値を認めようとはしなかったルソーに限らず、農業だけでなく商工業の発展にも好意的な論者の間でさえも、奢侈を批判する声が途絶えることはなかった(4)。

こうした状況の中で地方アカデミーもまた奢侈の問題に関心を寄せた。近年の研究によれば、アカデミー・フランセーズを含めた６つのアカデミーが1742年から1782年にわたって奢侈を懸賞論文のテーマとして取り上げている(5)。毎年各アカデミーはテーマを発表し、応募作品の中からもっとも優れた作品を選び、メダルを授与していた。受賞作品はアカデミーが公刊する選集に収録される場合もあれば、作者自身がアカデミー・コンクール受賞作品と銘打って出版者に持ち込む場合もあり、いずれにせよ、文人として名を上げようとする人間にとって懸賞論文は登竜門としての機能を果たしていた。1749年にディジョン・アカデミーが提出したテーマ「学芸の復興は習俗の純化に寄与したか否か」に応募し、賞を射止めたルソーほどの華々しい成功は例外的であったにしても、懸賞論文が与えてくれる機会は無名の著述家には十分に魅力的だったのである。また、アカデミーにとっても懸賞論文の実施は埋もれた才能を発掘し、文芸の発展と普及に貢献するという自らの社会的役割を果たす上で重要な位置を占めていた。18世紀に募集された懸賞論文のテーマの数は2000を超え、応募者数は総計で１万2000人から１万5000人に達したとされる。また応募者の多くは教養ある第三身分の男性だったが、農民・職人など民衆層が参加することも可

能だったし、女性が賞を獲得する場合もあった[6]。

本稿では、時期的にはもっとも遅い1782年になって奢侈を取り上げたブザンソン・アカデミーの懸賞論文「奢侈は習俗および国家を破壊する」に応募した作品群を主要な分析対象とする。この懸賞論文は1780年代になっても奢侈がアカデミーに集う地方知識人たちの関心を集めるテーマだったことを示しているだけではなく、奢侈に対する一方的な批判を要求している点でも興味深い。この時期には奢侈論争において新たな理論的展開は見られないといってよいが、応募者たちはすでに出揃った感のある擁護論、批判論を自在に利用できる状況にあった。彼らはムロン以降の議論をどのように吸収し、あるいは黙殺しながら奢侈批判を組み立てたのか。1730年代以降に著名な思想家たちが展開した奢侈論争は、その後も世に出ることのなかった無名の文人たちの議論にどの程度まで浸透していたのか。本稿ではこうした問題を検討することを通じて、「啓蒙」と呼ばれる思想運動の広がりを考察する手掛かりとしたい。

第一節　ブザンソン・アカデミーと懸賞論文

ブザンソン学術・文芸・技芸アカデミーは1752年６月、公開王状による許可を得て設立された。それまでに設立されたアカデミーはすでに28あり、一方ブザンソンよりも設立が遅いアカデミーは11に過ぎない[7]。地方の知識人たちにとってアカデミーを有することは自分たちの都市の文化的ステイタスに関わる問題だった。ブザンソンを首都とするフランシュ＝コンテは1678年にフランスに併合された地方だが、三度目の試みによってようやく王権からアカデミー設立の許可を得たのである。設立に尽力したタラール公爵はこの地の地方総督であり、アカデミーの後援者として40人の正会員の一人となったが、彼以降の地方総督も同じ待遇を得ることが定められている。また地方総督以外にブザンソン大司教、フランシュ＝コンテ地方総代官、ブザンソン高等法院長、フランシュ＝コンテ地方長官の地位にある人間も無条件に正会員の資格を与えられ、残る35名の正会員は欠員が生じるごとに選挙で選ばれる。アカデミーの運営に重要な役割を果たす終身書記には高等法院評定官ブケ・ド・クルブゾンが選出された[8]。

アカデミーは毎年６月の会合で懸賞論文のテーマを提案するために三名の委員を選出する。選ばれた三名は７月の最初の会合においてテーマを示し、８月最初の会合において投票によりテーマは決定された。審査の公正を期すために応募者は論文には氏名を記さず、任意の印と格言のみを冒頭に記し、別紙に同じ印および格言、住所･氏名を書いて封をする。当選者および次点となった応募者以外、この別紙は開封されることがない。審査が終わる前に身元が明らかとなった応募者は参加資格を失う。またオリジナル作品ではないもの、全体か一部かを問わずすでに公表された作品は応募できない。終身書記はすべての論文に番号を振り、会員は受理した応募作を朗読し、審査のうえ、投票によって受賞作を決定する[9]。こうした手続きの多くはアカデミー･フランセーズの規則を踏襲したものであり、たいていの地方アカデミーが同様の規則を採用していたようだ[10]。

ブザンソン・アカデミーが実施した懸賞論文には三つの種類があった。一つ目は雄弁賞で受賞者には350リーヴル相当のメダルが授与された。二つ目は250リーヴル相当のメダルが与えられる文芸賞である。この二つの賞を設けたのは最初の後援者であったタラール公爵で、彼はその運営資金として２万リーヴルを寄付している。３つ目の200リーヴル相当のメダルは技芸をテーマと

した懸賞論文を対象としており、こちらの運営資金を提供したのはブザンソン市であった。以上の三つのメダルは毎年８月24日の公開セッションで授与される[11]。多くの地元の名士が列席するこの公開セッションはアカデミーにとっても重要な式典であった[12]。本稿が対象とする「奢侈は習俗および国家を破壊する」は1782年８月に雄弁賞として提示されたテーマで、受賞したのはオルレアン農業協会会員で哲学教師の肩書を持つルイ・ジャンティ。当然のように彼は地元オルレアンですぐさま受賞作を公刊している[13]。次点とされたのはドールの教師ロジェ[14]とボルドーの弁護士デュヴィノ[15]であった。議事録には才能を示した応募者はいたが傑出した作品はなかったとの辛口のコメントが残っている[16]。応募者数は８。少ないようにも見えるがブザンソン・アカデミーが実施した懸賞論文のテーマは94、応募者総数は582であり、ひとつのテーマにつき応募者数の平均は6,19となり、８という数字は小さくはない[17]。またひとつのテーマへの応募者数平均が10を超えるアカデミーは３つしかなく、５つに満たないアカデミーも９に及ぶ[18]。ブザンソンの6,19という数字、そして1782年のテーマへの応募者８という数はごく平均的なものだといえる。

匿名での応募という規則のため、原則的には応募者全員の素性はわからないが、この懸賞論文に関しては上記の3名以外にもう一人の応募者の氏名が判明している。サン･テピ（Saint-Haippy）という筆名で執筆活動をしていたロタンという人物である[19]。応募作のうち、４番および５番に分類されているのはいずれも彼の原稿である。５番の直後には彼がアカデミーに宛てた書簡が収められ、その後には1784年に公刊された彼の作品が綴じられているのだが、それは懸賞論文と同じく奢侈批判をテーマとして彼が1783年に出版した本の第二版なのである[20]。1783年７月12日付のその手紙によれば、ロタンは1783年に初版を公刊した際、ブザンソン・アカデミーが奢侈についての懸賞論文を募集しているとは知らなかったという。この作品は筆名を用いて出版しており作者が自分だとは知られていない、そこで現在準備している第二版用の原稿を応募論文として認めてほしい、コンクールの結果が出るまでは決してこの第二版は出版しないというのだ。７月12日といえば受賞者が発表されるひと月前であり、懇願するにしても遅きに失する気もするが、いずれにせよアカデミーはすでに印刷された作品であることを理由に審査対象とはしなかった[21]。収録されている５番はロタンが応募作として認めてもらおうとした第二版の原稿であり、４番は初版の原稿だと思われる。なぜ初版の原稿まで送ってきたのは不明だが、いずれにせよ本稿での分析対象としては５番を用いる。

懸賞論文のテーマは多岐にわたるが、ダニエル・ロシュによれば哲学、科学、経済、農学、技術などを含む広い意味での「学問・技芸」が全体の60％を占めている。また世紀後半になるにつれて政治と経済への関心が高まり、また、1770年代以降には地元の都市問題や産業振興策といった現実的課題への取り組みが強まるとされるが、ブザンソンもこうした一般的傾向を共有している[22]。ブザンソンに特徴的な点として指摘されるのは道徳問題への関心の強さである。奢侈もそのひとつだが、1770～1779年を除いてテーマ全体の25％以上を占めているという[23]。また会員の構成では貴族の多さが目につく。正会員に占める貴族の割合が全国平均で39,9％であるのに対し、ブザンソンでは58,7％に達する。逆に平均37,7％の第三身分はブザンソンでは7,2％しかいない。準会員についても全国平均は貴族と第三身分がそれぞれ25,7％と55.06％であるのに、ブザンソンでは44,9％と27％である。さらに貴族の中でも七代以上続く名門貴族の割合が高い[24]。ここから浮かび上がるのは地元の歴史や都市問題、産業振興策に強い関心を抱くとともに、道徳問

題にも敏感なエリートたちの団体というイメージであろう。

経済発展と道徳重視。富と徳の対立を自明視する立場からすれば相容れないとされがちなこのふたつの要素は、ブザンソン・アカデミーの中では対立するものとしては捉えられてはいなかった。懸賞論文のテーマに二つの要素が併存しているという事実だけでなく、公開セッションで行われた演説も、アカデミーが双方の要素の共存を当然のものと見ていたことを示している。まず1782年12月６日に行われた演説において高等法院部長評定官でありアカデミーの副議長でもあったヴゼ伯爵は、文芸は理性を発達させることで野蛮と迷信を追い払い、農業と商工業を活性化し、君主と国民を教化するとしたうえで、こう続ける。

> 野蛮と狂信は知の輝きの前に逃げ去り、現在はもはや恐れるべき怪物ではない。豪華さと奢侈、それらが招く悪徳そして偽哲学が危険で人の心を惑わす怪物を新たに生み出している。･･･知恵と文芸の娘である有益な哲学は・・・習俗と有用な技芸の破壊を招く常軌を逸した軽薄な奢侈を阻止し、利己主義を窒息させ、心を冷淡にする黄金への渇望を消し去り・・・真実と秩序への愛、素朴さと商業への嗜好を育むのだ[25]。

農業および商工業活性化への期待と奢侈への敵意が共存する演説は翌年８月24日の公開セッションにも見ることができる。奢侈を懸賞論文のテーマとしたことに触れながら、議長であるフィリポン・ド・マドレーヌは幸福と平穏に反する偏見に立ち向かうことがアカデミーの務めだとし、奢侈擁護論はこうした危険な偏見のひとつだと主張するのだが、その際に「農業と商業と技芸との間で正しいバランスを保ちながら、この偏見と勇敢に戦う」ことを応募者たちに求めるのである[26]。

経済の発展を否定することなく奢侈を批判することをアカデミーは求めていたといえるだろう。こうしたテーマ設定はブザンソンに限ったものではない。注５で示したように、1778年に発表され、1780年に受賞者が発表されたジュ・フロローの懸賞論文のテーマも「君主国において勤勉さを損なうことなく奢侈を制限し、習俗に対する奢侈の継続的影響を抑制する手段はどのようなものか」[27]であった。ではアカデミーはこうした要求に合致することを主要な審査基準としていたのだろうか。この点を判断するのは実は難しい。というのも、雄弁賞においては何よりも雄弁さ、文章の正確さとセンスの良さ、言い換えれば思想内容以前に文体の良し悪しが重要だったからである[28]。アカデミーの存在理由である学芸の価値を否定するようなルソーの応募作が懸賞を獲得したこと自体がその証だとされる。しかし、内容は一切問われなかったと結論づけるのも早計であろう。ディジョン・アカデミーはルソーの『学問芸術論』に賞を与えたために心ならずも論争に巻き込まれ、賞を与えておきながら内容については関知しないという姿勢は無責任だと批判された[29]。論争的なテーマにおいてはアカデミーが受賞作を公刊するに際して「議論の内容全てに同意するものではない」と断る場合もある。アカデミー･フランセーズが募集したテーマ「コルベール讃」に応募し、1773年に賞を獲得したのはネッケルだが、アカデミー･フランセーズはこの作品を印刷する際、コルベールの政策に対する批判があることは承知しているが、当アカデミーはコルベールの原理をもっとも雄弁かつ才気を持って論じた作品に賞を与えただけであり、論争に関与するつもりはないし、受賞作で示された見解全てに同意しているわけでもないという趣旨の但し書きを載せている[30]。こうした但し書きそのものが、受賞作の内容についてア

カデミーがその姿勢や見識を問われる可能性があったことを示しているといえる。ディジョンの件もあり、いかに雄弁賞だとはいえ、文章さえ優れていれば内容がどのようなものであっても関知しないという言い訳が通用すると多くのアカデミーが考えていたかどうかは疑問である。

この点で、当選作であるジャンティの作品に対して記されたブザンソン・アカデミー会員によると思われるコメントは興味深い。ジャンティの応募作は3番に分類されているが、その直後に置かれたコメントは、作品の雄弁さを評価しながらも、農業協会会員でもあるジャンティが時として農業の振興を重視するあまり、商工業を軽視しているかのような記述を行ったことを批判しているのである。またこのコメントは大臣や将軍、兵士、女性といった人々に奢侈が及ぼす悪影響を論じるべきだったともしている。コメント内容はジャンティ本人にも伝えられたようだ。10番に分類されている原稿は当選作となった３番に加筆修正を施したものだが、そこで加筆された内容はコメントでの指示に沿ったものなのである(31)。そして出版された版はこの10番にごくわずかな修正を加えただけのもので、おそらくジャンティは当選が決まったあと、アカデミーによるコメントを示され、それに沿うかたちで当選作に加筆・修正を行って10番の原稿を書き上げ、こちらを出版者に渡したと思われる。まずは雄弁さを重視しながらも、その一方で「農業と商業と技芸との間で正しいバランスを保」つことを求めるアカデミーは、農業偏重とも見えるジャンティの議論に苦言を呈してもいるのであり、その意味では内容について無関心であったとは言いがたい。だが、結局は雄弁さにおいてもっとも優れていることを理由にジャンティに賞を与えたことを考えれば、文体と議論の内容のバランスに対してアカデミーがどのような態度を取っていたのかは微妙である。

ジャンティの当選作はオリジナル作品以外は応募資格がないとする規則がどの程度厳密なものだったのかという点でも興味深い事例である。前述したようにロタンの応募作はすでに印刷されているという理由で、たとえ加筆修正したものであっても審査対象から外されていた。しかし、ジャンティの応募作は実は先述したジュ・フロローの懸賞論文「君主国において勤勉さを損なうことなく、奢侈を制限し、習俗に及ぼす奢侈の継続的作用を抑制する手段はどのようなものか」において優秀作とみなされ、当選作とともにジュ・フロローが編纂した選集に掲載されているのである(32)。もちろん全文が同じというわけではない。同じ奢侈批判とはいってもジュ・フロローとブザンソンとではテーマも異なるため、テーマに応じて文章は変更している。しかし、有益な真理を擁護することの重要性と真理を求めるアカデミーへの称賛を趣旨とする冒頭部分をはじめとして、多くの箇所で同じ文章が繰り返されているのだ。懸賞論文での成功を機に文壇で名を上げようとする作家たちは多くの懸賞論文に応募していたし、幾度か賞を獲得することも珍しくはなかった(33)。ジャンティ自身も1778年には地元のオルレアン・アカデミー、1779年にはオルレアン農業協会、そして1783年にはトゥルーズの学術・碑文・文芸アカデミーで受賞しているし、次点となったロジェとデュヴィノもそれぞれ1788年のリヨンと1786年のラ・ロシェルで賞を得ている(34)。この意味でジャンティがまずは1778年にテーマが発表されたジュ・フロローに応募し、1782年には同じく奢侈をテーマとしたブザンソン・アカデミーの懸賞論文にも手直しした作品で応募したということ自体は珍しいことではないのかもしれない。しかし、ブザンソンへの応募を決めたのはどんなに早くてもテーマが発表された1782年８月以降のはずであり、その時期には彼の作品は作者の氏名こそ伏せられていたものの、ジュ・フロローでの優秀作としてすでに印刷されていたのである。この行為は厳密に言えば規則違反であり、審査対象から外されても仕方がな

いと思われる。ただし、ブザンソン・アカデミーがこの事実を知っていたかどうかは、議事録や当選作へのコメントにも言及がないため、確かめることはできない[35]。既発表論文の書き直しだと告白してきたロタンが正直すぎたのかもしれないが、いずれにせよ、文芸共和国で認知されたいと願う著作家たちにとって、懸賞論文での成功がかなりの重みを持っていたことは確かだろう。

第二節　伝統的奢侈批判

ここからは懸賞への応募作の内容を検討するが[36]、当然ながらすべて議論がムロンに始まる1730年代以降の理論的展開を意識しているようには見えない。まずはそうした意味での伝統的な批判を確認しておきたい。ただし、古くからの奢侈批判を繰り返しているように見えても、それがムロン以降の奢侈擁護論への無理解や無知によるものなのか、擁護論の内容を承知した上であえて伝統的と思われる議論を主張しているのか区別することは困難である。また、擁護論自体が18世紀になって突然現れたわけではないため、ムロンたち18世紀の擁護派への批判なのか、それ以前から存在する擁護論への反論であるのかを判別することも簡単ではない。たとえば、アンリ４世時代に通商政策を担当していたラフマは1610年に奢侈品製造業は利益と雇用を生み出し、労働者を無為から引き離すとして、金・銀を用いた飾り紐の使用を制限する奢侈禁止法を批判している[37]。奢侈は雇用と勤勉さを増すという18世紀における奢侈論争の重要な論点は17世紀初頭にはすでに存在していたのである。また、1700年５月公布された奢侈禁止法に対してパリの金細工・宝石商組合が嘆願書を出しているが、そこでも奢侈は富の拡大の結果であり、労働の成果を享受することは当然だとする、ムロンを思わせるような擁護論が展開されている[38]。もちろん、類似の内容を含んでいるとはいえ、こうした擁護論が激しい論争を招き、奢侈に関する関心を高めるということはなかったのであり、その意味では奢侈論争と呼ばれる現象は1730年代以降のものとして理解すべきことに変わりはない。そのため、18世紀における擁護論という場合は、ムロン以降の論者によって周知のものとなった議論という意味であり、伝統的とはそうした意味での擁護論を強く意識しているようには見えないという程度の意味である。

「奢侈は習俗および国家を破壊する」というテーマである以上、応募者たちが奢侈の道徳的悪影響を論じるのは当然であり、そうした議論は伝統的色彩を帯びやすい。その際には、スパルタとアテネ、ローマとカルタゴ、シバリス、アジア的奢侈といった古代史からの事例を引いて、富の増加に伴う奢侈の普及は人々を貪欲･利己的にすることで、すべては金次第という風潮を生み、その結果、愛国心をはじめとする徳は衰えるといった議論を展開するのが一般的である。八つの応募作で古代史を参照していないものはひとつもない。こうした議論には当然、富と徳の対立を強調する古代共和主義的価値観の影響が色濃く現れているのだが、奢侈は習俗と国家を破壊するという場合、そこには国家の基礎は経済力であるよりも質素で素朴な習俗に支えられた健全な道徳だとする価値判断が前提とされている。奢侈を擁護する人々はイギリスに対する経済的立ち遅れに危機感を抱き、イギリスの経済力・軍事力に対抗するうえで、フランスにおける経済発展の必要性を主張する傾向が強いが、国家の基礎は経済力であるよりも健全な道徳だとする議論は、この意味でまさしく伝統的なものだといえる。1771年、執拗に続く奢侈批判に対抗し、あらためて奢侈擁護の論陣を張った作品で著者ビュテル＝デュモンは、奢侈を批判しているのは詩人、雄

弁家、モラリストなどであり、要するに行政に関わることもなく、政治経済学にも無知な連中なのだとして、現実を見ようともしない相も変わらぬ批判論がまかり通っていることに苛立ちを示している[39]。実際、この手の議論は古代以来連綿と続いてきたものであり[40]、ある意味ではそのこと自体がこうした批判論の正当性を保証する根拠となっていた。応募作６番によれば奢侈擁護論は不確かな空論に過ぎないのに対して、奢侈が有害であることは人類の歴史が否定しがたい証拠を提供している真実だというのである[41]。また次点となったロジェは冒頭でこう述べている。

> もしも過去の経験と古代の賢者たちの一致した見解が道徳および事実に関する真理を確立する上で何らの重みを持つべきだとしたら、奢侈の問題は決着がついているのだ。奢侈を禁止しなかった立法者、奢侈による堕落を認めなかった哲学者、習俗へのその致命的影響と国家の転覆を描かなかった歴史家はひとりとしていない[42]。

こうした議論は他のアカデミーの懸賞論文においても見られる。「奢侈。ローマ退廃の第一の原因」という1759年のモントーバン・アカデミーの懸賞論文のテーマ自体、古代史を参照しながら奢侈による習俗の腐敗と国家の滅亡を描くよう求めているし、当然ながら受賞作の内容もその期待に応えたものだ[43]。先に紹介した1778年のジュ・フロローの懸賞論文で賞を得た作品でも、「勤勉さを損なうことなく」という条件にもかかわらず、まずは奢侈による道徳の低下が批判される[44]。富裕化の結果である奢侈の普及は必然的に徳の衰退を招くとするこうした議論は、モンテスキューやルソーにも見られるものであり、奢侈批判論者には古びた議論を持ちだしているという意識などなかったに違いない[45]。

一方、同じく伝統的な奢侈批判であってもキリスト教倫理に基づく議論はあまり目立たない。いくつかの応募作で言及はされるのだが、主要な論点として詳述されるわけではない。たとえば応募作１番は奢侈は宗教を害するとしているが、議論は奢侈と徳の対立に集中しており、宗教が具体的に論じられることはない。次点となったロジェも、奢侈に耽る浅薄な国民のもとでは不信仰が広まる、宗教こそが習俗と幸福を保証するとしているし、８番も聖書が示す真実に依拠すべきというが、いずれもそれ以上の展開はない。もっとも伝統的な要素が目立つ６番の作品が、聖書によりながらソロモンの栄華とその後のイスラエルの分裂を奢侈の弊害を示す事例として挙げている程度である[46]。

次に、身分制を擁護する立場からの奢侈批判も取り立てて大きな論点となっているようには見えない[47]。２番の作品は身分間の奢侈競争が愚かな浪費を生み、混乱と破産の原因となるとしており、生まれついた身分に相応しくない過剰な浪費を戒めているが、貴族特権の正当性や貴族が社会において占めるべき特別な地位といった問題にまで議論が広がるわけではない。またロタンは富者たちの豪奢な暮らしぶりが身分の違いを消し去り、混同させる様を描写しているが、ここでも身分制そのものが大きく取り上げらることはない[48]。

もちろん、宗教や身分制が主要なトピックスとならなかったことの主な原因は、ブザンソン・アカデミーの提示したテーマが「奢侈は習俗および国家を破壊する」だったことにあるだろう。宗教上の弊害や身分制に及ぼす悪影響を正面から問うようなテーマ設定であれば状況は違っていたと思われる。その意味で、応募作が宗教道徳や身分制を大きく取り上げないからといって、た

だちにこうした問題への関心が薄れていたと判断することはできない。だが、その一方で、奢侈を対象とした懸賞はいずれも包括的な奢侈批判が可能なテーマ設定をしており、応募者の判断で宗教擁護や身分制支持をもっとも重要な論点とすることもできたはずである。しかし、実際には応募者たちはそうした選択をしなかったし、1770年にアカデミー・フランセーズが募集した「奢侈の弊害について」に応募した作品でも、叙述の中心となっているのはやはり奢侈と習俗や技芸、農業との関わりなのである(49)。

経済的観点からの奢侈批判については多少、事情が異なるようだ。1750年代以降の経済問題への関心の高まりを背景として、習俗をテーマとしながらも、次節で検討するように奢侈と勤勉、商工業との関係などは重要な論点として多くの応募作で取り上げられている。その一方で、それ自体が道徳的な要素であり、習俗との関わりが深いと思われる「質素」「節約」というテーマを資本蓄積と結びつけ、そこから奢侈という浪費が経済発展の阻害要因となるとする議論を展開する応募作は見当たらない。17世紀後半にウィリアム・テンプルがオランダの繁栄と衰退を説明するために用いたこうした議論は(50)、単に伝統的というわけではなく、1772年に出版されたイザック・ド・ピントの『奢侈論』が示すように(51)、18世紀の奢侈擁護論が奢侈という名の消費がもたらす経済的効果を強調したことへの反論としての役割を担っていた。しかし、伝統的批判の踏襲であったにせよ、18世紀の奢侈擁護論への反発であったにせよ、この議論はあまり応募者たちの関心を引かなかったようである。

第三節　18世紀の奢侈擁護論への批判

本節では1730年代以降の奢侈擁護論を十分に意識したうえで、それに対する反論を試みたと思われる諸要素を検討する。

まず問題となるのはモンテスキューである。先述したようにモンテスキューは富の増加に伴う奢侈の普及が徳の低下を招くとする一方で、徳を原理とし、質素と平等を基盤とする共和国では奢侈は有害だが、名誉を原理とし、徳を必ずしも要しない君主政国家では奢侈は危険ではないとの立場を取っていた。奢侈を批判する人々にとって、権威あるモンテスキューのこうした見解は克服すべき障害と映っていたようだ。奢侈が習俗および国家を破壊するという論理が共和国にしか通用しないという議論は彼らには受け入れがたかった。そのため、前節で紹介した奢侈の道徳的弊害を強調する伝統的議論にしても、実はその前提にモンテスキュー批判が含まれているはずなのである。実際に当時のベストセラーともなり、ブザンソン・アカデミーへの応募作にもその影響が見られるミラボーの『人間の友』は、奢侈を告発する際、直接奢侈を擁護したムロン、ヒュームだけでなく、奢侈の弊害を共和国に限定した点でモンテスキューも批判の対象としている。君主制の原理を論じた、言い換えれば徳は君主制の原理ではないことを論じた『法の精神』第三編第五～七章を参照しながらミラボーはこう述べる。

> 私が常にその天分、才能、学識を尊敬してやまないある人物は不朽となった作品の中で、我々の時代についてこう断定している。「公共善に向かうという意味で道徳的な徳である政治的徳は君主制の中には生まれない。君主政においては国家は祖国愛とは無関係に存続する。」・・・ここで彼が打ち立てた区別がどれほど見事で繊細なものであるとしても、またそうした区別が

どれほど正しいものであっても、私は彼が君主政をその本来のあり方ではなく病的な状態において考察したのではないかと疑う。・・・どの時代を見ても我が国における実例はこの点での彼の原理を否定してきたと、私は恐れることなく言いたい[52]。

ミラボーによる『法の精神』からの引用は原文に忠実なものではないし、モンテスキューはこの箇所で君主政国家で人民が有徳であることは難しいとはしているが、彼の言う原理とは、政体が健全に機能するための条件であり、君主政の原理が徳ではなく名誉心だという主張は、君主政には徳は存在しないことを意味するわけではない。名誉心が機能していれば徳がなくても君主政は存続するというのがモンテスキューの議論の趣旨である。その点ではフランス王国の歴史には徳を示す実例が満ちているとするミラボーの反論は誤解もしくは曲解に基づくといってよいのだが、重要な点は、君主政には徳は必要ではないという議論はミラボーのような奢侈批判論者には容認できなかったということなのである。

８番の応募作はこの点をはっきりと示している。奢侈批判をテーマとした懸賞の受賞者が発表された1783年８月には、1781年に応募が開始された別のテーマの受賞者も同時に決定した。そのテーマとは「愛国的徳は共和国と劣らぬくらいに君主国でも発揮されうる」であった[53]。８番の作者は勝手に二つのテーマを合体させて応募作を書き上げた。当選しないのは当然であったが、彼は冒頭からモンテスキュー批判を展開することで、奢侈を批判するうえでその政体論が大きな障害であったことを示している。「モンテスキューの誤りを採用することで彼と同じような才能があると思い込む」人々を批判し、習俗を腐敗させるという理由で共和国にとって奢侈が有害だとするなら、それは君主国にとっても有害なはずだと彼は主張する。

すべての国民とすべての古代の著者たちはこぞって、奢侈は君主国であろうと共和国であろうと、区別なく破壊すると我々に警告している[54]。

そして君主国にも徳は必要であり、また君主国でも共和国に劣らず祖国愛を高揚させることは可能だというのである[55]。つまり、奢侈による習俗の腐敗は普遍的な現象であり、祖国愛に代表されるような徳、自己犠牲に支えられた公徳心は政体を問わず国家を維持する上で不可欠な要素である。また、そうした徳は君主政国家においても存在しうるというのが、ミラボーや８番の作者の主張であり、彼らの奢侈批判の前提となっている。モンテスキューを名指ししない場合でも事情は同じである。どの程度意識的であったかは別として、モンテスキューの政体論とその原理に関する議論を受け入れたままでは君主政における奢侈批判は成立しない。さらにモンテスキューは第七篇第四章で、君主政国家では富の分配が不平等であるために奢侈は必然であるばかりか必要だとしているが、当然この議論も批判を浴びた。奢侈による悪徳が蔓延る国家において幸福が実現するはずはないというのである[56]。

徳に関してもうひとつ批判者たちが問題視したのは、徳を古代共和主義的な厳格さから開放して、文明社会に相応しい内容に書き換えようとする姿勢であった。こうした立場を代表するのはおそらくヒュームであろう[57]。奢侈の普及によって徳が失われるという場合、そこで想定されているのは古代史が多くの実例を提供しているとされた自己犠牲に立脚した強烈な公共精神、祖国愛といったものである。モンテスキューやルソーが想定する徳はそういった性格ものだといっ

てよい。しかしながら、18世紀フランスにおける徳の概念はもっと多様であった[58]。快適な生活を求める欲望が是認され、そのうえで人間・情報・モノの交流が盛んになった文明社会においては、円滑なコミュニケイションに役立つような資質、つまり社会的な徳が重要性を増す。相手への気遣い、礼儀や社交性といった要素は、大上段に構えた自己犠牲や祖国愛よりも実生活においては役に立つのである。もちろん、愛想の良さ、他人に気に入られようとする熱意も度が過ぎるとかえって批判の対象になる。その意味で、社会的徳が手放しで賞賛されるものでなかったことは事実である[59]。商業の発達、便宜品の増加、社会的交流の拡大に伴う道徳的変化は多くの場合、「穏やかな習俗」「習俗の穏和化」という言葉で表現されたが、奢侈を批判する人々が徳の腐敗を論じるためには、物質的な豊かさと矛盾しないどころか、そうした豊かさと親和的な社会的徳、穏やかな習俗を批判する必要があったのである。

この点で特徴的なのは応募作１番である。執筆者は徳の概念がひとつではないことを念頭に、冒頭で「奢侈は愛国的徳と社会的徳と宗教を滅ぼす」と宣言し、こう主張する。

> 社交界でもてはやされている軽薄な人間たちは社会的な美質を有しているのだと思われているし、本人たちも褒められて当然だという顔をしている。善良な性格の証拠であるよりも性格の弱さの表れである作りものの穏やかさ、善にも悪にも無関心であることを示すだけの卑劣な愛想良さ、悪徳の上っ面を飾り立てることで恥じる気持ちを失わせる優雅な立ち居振る舞い、他人の役に立ちたいというよりただ人に気に入られたいという欲望を示すわざとらしい礼節、善行の喜びではなく礼儀作法ゆえになされる気遣いや配慮。たとえ、このようなものを徳だとみなさなければならないとしても、私は彼らを評価することはない[60]。

続けて著者は、付き合う際の安心感、見せびらかしではない親切、わざとらしさのない愛情、性格の弱さではない愛想良さ、他人の成功を喜び、不幸に同情し、義務のため以外には友情を決して犠牲にしない態度が真の社会的徳であり、また奢侈に耽る人間は不幸な人間の悲嘆よりも自分の快楽を重視するため、憐憫の情を抱くこともできないと言う[61]。つまり人々の円滑なコミュニケイションの重要性と、そのための社会的徳の必要性を認めたうえで、奢侈はこうした本当の社会的徳に対立すると主張することで、この応募者は奢侈と徳性との両立を否定するという戦術を取っている。同様の議論の組み立ては他の応募作にも見られる。奢侈の時代が生み出した「穏やかな習俗」「社会的徳」なるものは、どれも本当の徳とは無縁であり、真の社会的徳、望ましい習俗とは対立するというのだ[62]。

ラ・ロシュフコーの『箴言』やモリエールの『ミザントロプ』を持ち出すまでもなく、内面と外見の分裂を問うという姿勢は長いモラリスト的伝統をもっている。そして、奢侈を批判する陣営にとって、社会的徳と穏やかな習俗という概念を活用して富と徳の対立を解消しようとする18世紀の奢侈擁護論に対抗する上で、こうした伝統的議論は使い勝手の良い武器であったことは確かだろう。

このような道徳論に比べ、奢侈がもたらす経済的効果を強調する擁護論への批判は難しい問題を抱えていた。すでに指摘したように、アカデミーは産業の振興に熱心であり、ブザンソンおよびフランシュ＝コンテの経済発展を強く求め、農業と商工業が適切なバランスをとることを要求していたからだ。奢侈の普及は雇用を増やし、勤勉さを刺激し、技芸の発達を促すという議論に、

雇用、勤勉さ、技芸の意義を否定することなく反論することが必要だったのである。また、ブザンソン・アカデミーの姿勢とは関わりなく、経済力の重要性がいっそう認知されるようになっていた時代に、貧しく、質素だが有徳な国家を理想視する議論は時代錯誤の誹りを免れない。応募者たちの多くも当然、この点を自覚していたのであり、デュヴィノを除く全員がこの問題を論じているし、それはミラボーやピントなど18世紀の奢侈擁護論への反論を試みた多くの著述家にとっても共通の課題だった。

ミラボーはヒュームを名指し、礼節、勤勉さ、技芸といった要素の価値を認めながらも、奢侈はこれらと結びついているどころか、むしろ対立するとしている。彼によれば、勤勉さは三つの種類、すなわち必需品に関わる勤勉さ、安楽な生活と装飾品を生み出す勤勉さ、そして洗練さと好奇心に由来する勤勉さに区別できるのだが、奢侈が促進するのは第三の勤勉さのみであり、それは有用さとは程遠いものだというのである(63)。ほどなくフィジオクラートの主要なメンバーとなる彼は、『人間の友』においても農業重視の姿勢を鮮明にしており、食料を生産し、人口を増やすという意味でもっとも重要な産業である農業とは異なり、奢侈品製造業は真の富の増加には貢献しないとする。ミラボーが重視するのはまずは農業に十分な労働力を振り向けることであり、彼にとって奢侈品製造における雇用の拡大は農業に従事すべき人手を奪うことにつながるものだった(64)。またミラボーを賞賛するピントはもう少し詳しく奢侈産業が及ぼすとされる経済効果への反論を試みている。彼によれば多くの市民がある程度安楽な暮らしが可能な状態にあり、奢侈が普及していなければ、奢侈品への支出が少ない分、平凡な質の製品への需要は拡大するはずだという。その方がより多くの雇用も生まれるし、奢侈による物価上昇がなければ賃金水準も上がらないため、製造業の国際競争力はかえって増す。また質素で勤勉で節度ある国民は農業に励むのが普通であり、農業の活性化によって人口も拡大するというのである(65)。こうした議論は、農業および必需品製造に必要な労働力が確保されてはじめて余剰人口が奢侈品製造に向かうのであり、奢侈品製造は農業を害するものではないというムロンの主張への反論であり、また、農業と商工業との分離すなわち国内分業が耕作者に対して欲望の対象となる製品を提供することで、彼らの勤労意欲を刺激し、農業の生産性をいっそう高めるというヒュームのヴィジョンの否定でもあった。

懸賞論文への応募者たちも有益な技芸と有害な技芸とを区別し、国家の繁栄に結びつくのは前者において雇用が増え、そこに働く人々の勤勉さが増す場合のみだという立場を取っている。ジャンティは商工業軽視を疑われるほどに農業重視の姿勢が鮮明であり、彼において有用な技芸とは何よりも農業を意味すると思われるが、他の応募者たちは農業、商業、製造業を問わず、有用な技芸の存在を認めながら、奢侈品産業をそれに対立するものとして捉えている。たとえばロジェはこう主張する。

> 我々の製造業における活力を維持している人々、国産の商品を改良することで外国製品を輸入しなくても済むようにしている人々は、どれほど苦労の多い仕事に従事していることだろう。ネゴシアンは骨の折れる計算と、気持ちが高ぶることもなく面白みのない思索と、煩わしく疲れの溜まる細かな業務に大半の時間を費やさなければならない。しかし、商品流通を新たに活性化しようとする時、ある地方の余剰品を別の地方に急いで輸送するのは彼らネゴシアンなのだ。天候不順のせいで多くの人間が意気消沈し、悲嘆に暮れ、喜びと豊かさを回復しなければ

ならない時、ネゴシアンは別の地方の豊かな産物によってこの地方の荒廃を救うのだ。海外貿易において新しい部門を開拓しようとする際・・・、ネゴシアンは遠く離れた国の宝を我が国の商品と交換し、我々の産業に役立て、すべての国民とのこうした交流によって、世界中に豊穣さを広めてくれるこの豊かな海を維持するのである。

また、長い苦労の末に耕作者たちは我々の心を魅了する風景を絶えず提供し続けてくれている。鳥たちが春を告げるとすぐに彼らは家を出て、ふたたび汗を流し、豊かな富を生み出そうと急いで仕事に向かうのだ(66)。

このように農業、商業、製造業すべてを有益な技芸と認めたうえで、ロジェはこれらの仕事に従事する人々には富と名誉と敬意が報酬として与えられて然るべきだとする。だが、奢侈が普及し、多くの人間が奢侈品への欲望に支配されるようになると、奢侈産業に携わる人間だけがこうした報酬を独占することになり、有益な技芸は衰退するのである(67)。

こうした主旨の奢侈批判は、実はビュテル＝デュモンがすでに反駁しているものであった。彼はこのような有益、有害の区別を無意味だとする。何が有益で何が有害かは相対的であり、その間の境界線は移動するものだし、なによりも欲望の対象がどれほど下らないものであっても、それを欲しがる人間が購入するための金を得るため勤勉に働くことに変わりはない。また、そうした奢侈品を買い求める顧客がいる以上、雇用は拡大し、技術も向上するはずである。そもそも、農業の生産性が向上することで、国民全員の食料と必需品を生産するためには全員が農業と必需品製造業に従事しなければならないような段階を克服しているというのに、奢侈品製造に携わる職人たちを無理やり耕地に追いやったとしても、農業における労働力は過剰となり、一人当たりの労働時間が減るだけだというのである(68)。ここにはフランスにおいて農業は十分な労働力を確保しているのか、それとも奢侈産業のせいで必要な労働力を奪われているのかという認識の違いがある。奢侈を擁護する陣営は農業を軽視するわけでは決してない。奢侈産業の存在は農業にとって有害ではない、あるいは有益であるというのが彼らの主張であった。そして、奢侈を批判する人々は、どこまでが有益な産業であるかの判断で一致しているわけではないが、少なくとも奢侈産業は経済発展を促進する要素から除外し、奢侈を排除することが真に経済の発展と人口の増加に貢献する産業を育成すると主張するのである。

第四節　交錯する批判と擁護

ショヴリンによれば1760年代以降、有益な奢侈と有害な奢侈を区別する議論が一般的になったという。こうした区別の起源は1740年代後半以降のヴァンサン・ド・グルネとそのグループに遡るとされるが、それによれば、有害な奢侈とは極端な不平等に由来する奢侈であり、またそうした極端な不平等を生み出すのは独占特権、歪んだ徴税制度といった政治的要因だとされたという。言い換えれば農業や商工業に立脚せず、徴税や金融、特権に由来する富が不平等を拡大し、有害な奢侈を生むというのである(69)。またジェニングスもムロンと18世紀後半の奢侈擁護論者たちの違いに触れて、後者は二つの奢侈を区別したうえで、富の誇示、労働によらない富、極端な不平等に反対しているとする。彼によれば、急激な蓄財を排し、極端な富の不平等を是正し、全員が奢侈の恩恵に与ることを可能とし、個人の欲望よりも共同体の利益が優先される状態を作り出

すことが、有益な奢侈が実現する条件だと考えられていた[70]。こうした二つの奢侈という見解と極端な不平等への批判はジェニングスも指摘するように、エルヴェシウスやディドロ、コンディヤックらにも見られるものだし[71]、ショヴリンはこうした議論を代表する人物としてサン・ランベールを挙げている。サン・ランベールの『奢侈論』は『百科全書』の項目として執筆され1764年に単著としても出版されたものだが、彼はここで農村の荒廃や人口減少など、奢侈がその責任を押し付けられている不幸を生み出しているのは賦役や独占特権による農村の抑圧であり、こうした不幸な状態のもとでは奢侈の有無にかかわりなく愛国心は衰退するとしたあとで、こう続けている。

> 富の不平等を拡大するために政府が他の手段を用いている国もある。そうした国では複数の製造業を営む企業家や特定の市民たちに植民地開発の特権を、また、いくつかの会社に対して利益の多い商業を独占的に行うための特権を継続的に与えているのだ。別の国ではこうした誤りに加えて、本来なら名誉で報いるべき徴税業務を過度に儲かる仕事にしてしまうという誤りを犯している。こうした手段によって人々を不快にさせる富が短い時間で積み上げられるのである[72]。

同様の議論は強硬な奢侈擁護派であるビュテル＝デュモンにも見られる。公共精神が衰退するのはそれが何の利益にも結びつかないからである。またそうした状態を生み出すのは誤った統治であり、奢侈のせいではない。度を越した顕示的消費を生み、出世も名誉も金で手に入るようにしているのは国制の欠陥であり、政治制度を改革せずに習俗を作り変えることはできない。奢侈が原因で滅亡したとされる国でも、実際には重税、圧政、誤った徴税制度などが労働意欲を奪い、国力を減退させたのである。また、富の不平等は不可避であり必要でもあるが、悪政により不平等が拡大した場合は、健全な競争心の代わりに貪欲さだけが支配することなるという[73]。

ネッケルも奢侈は経済発展の必然的結果であり、また所有権が保護される以上は富の不平等は当然だとする立場を取り、各人の労働、勤勉さに由来する富は人々の幸福にも国力にも有益だとする一方で、独占特権を与えることで特定の人間だけを優遇したり、不公正な徴税により貧者を抑圧した結果として生まれる不平等は有害だとしている[74]。そして奢侈についてはこう論じる。富の不平等は当然だとしても、

> 政府はこうした不均衡を思慮を欠いた行政によって自ら拡大することは慎むべきである。王国の徴税管区で行われる徴税業務がすでに厚遇されている少数の人たちの利益になることほど負担の平等に反することはない。しかし、これこそがまさしく悪しき統治が行っていることなのだ。税の一部は過剰な贈与や無益な仕事への巨額の報酬、徴税に携わる人々の途方もない蓄財のために浪費されている。公衆がとりわけ心を痛めるのは、こうした無駄遣いと行政の怠慢によって生じる奢侈なのだ。所有権に由来する有利さや優越性には我慢できても、市民の税金を流用して築かれるこうした財産は常に非難と妬みを生む原因となる[75]。

一見して分かるように、批判の的となっているのは独占特権や徴税制度を通じて過剰な富を手にしている人々である。当時、徴税請負人をはじめとした「フィナンシエ」と呼ばれる徴税業務

に関わる人々は、莫大な利益を上げ、婚姻を通じて宮廷の有力貴族と結びつき、影響力を増していた。フィナンシエや宮廷貴族は政治力を利用することで独占特権を獲得、海外貿易を含む商工業に投資する以外に、政府に融資することでも巨額の富を築いていった。そして、こうした「宮廷資本主義」の担い手である彼らの豪勢な暮らしぶりこそ、奢侈という言葉がまっさきに連想させるものだったのである(76)。

奇妙なことにというべきか、当然ながらというべきか、奢侈を批判する陣営も、こうした意味での奢侈を同じような論理で告発する。ミラボーは徴税業務によって急速な富裕化が可能となる社会では、農業のような地道な仕事は魅力を失い、軽蔑されると警告する。また、奢侈的消費を続ける費用を捻出するため国王に特権の授与を求め、あるいは巨額の年金を獲得する宮廷貴族たちを批判し、領地に戻って土地経営に専念するよう要求している(77)。農業と地方貴族の利害を重視するミラボーにとって、奢侈は農業に基づかない富、宮廷貴族および彼らと結託したフィナンシエが独占している富の象徴だったといえる。厚い中間層を担い手とした経済発展によって緩やかな不平等のもとで多くの人間が富の増加と技術の洗練の恩恵に与り、道徳的安定も実現するといった、ヒュームに典型的に見られる社会構想は、政治的欠陥による不平等の人為的拡大を告発するフランスの論者たちにとって説得力を欠いていたといえるだろう(78)。

懸賞論文への応募作にも同様の趣旨の奢侈批判を見ることができる。ジャンティは、限度を超えず、自然の秩序に合致した不平等は必然かつ無害だとする一方で、人為的な要因のために過度となった不平等が有害なのだと主張する。そしてこうした人為的要因の第一のものとして挙げられるのが徴税制度であり、第二が宮廷貴族の特権なのである。フィナンシエの奢侈は急激かつ不当な蓄財の結果であり、彼らと結びついた宮廷貴族は君主から得た独占特権を利用して莫大な利益を上げている(79)。

> 実際に徴税や独占によって短時間に巨額の富が築かれるのを目にすれば、俗人は富というものは能力や有益な労働の対価ではないのだと思い込み、貪欲となり、金持ちになるには手段を選ばない人間となるだろう。・・・やがてこうした富が放つ偽りの輝きのせいで、祖国から奪い取った金で身を飾り立てる人間さえもが尊敬されるようになる。正・不正の概念は曖昧となり、名誉心と徳という大切な原動力は衰退し、利己主義と卑しい利害関心が絶えず新たなエネルギーを得ることになるだろう(80)。

同じくフィナンシエの富への批判はロタンにも見られるし、デュヴィノは奢侈に溺れ、才能も勇気もない宮廷貴族が君主の寵愛によってのみ軍の指揮官の地位を手に入れるという現状を告発している(81)。さらに、ジュ・フロローが募集した奢侈批判で賞を得た作品も、徴税請負人が短期間に巨額の富を積むことが悪しき奢侈の原因だとして、これを許してはならないと主張している(82)。また、ここで作者は奢侈品製造業よりも簡素な布地を多く生産するほうがはるかに多くの人間を雇用できるとしているが(83)、前節で紹介したように、同様の議論はピントによる奢侈批判においても見ることができる。

以上の検討から明らかなように、フィナンシエと宮廷貴族による富の独占に由来する顕示的消費として捉えられた奢侈は、奢侈擁護派、批判派を問わず、非難の対象となっている。つまり、奢侈論が単なる「消費」という経済学的範疇の問題に解消されず、その道徳的・社会的・政治的

影響が問われ続けたフランスでは、擁護派は奢侈一般を弁護するのではなく、道徳的汚名を着せられることのない、各人の努力と勤勉の結果としての富とその消費だけを正当化し、その意味では擁護の対象を限定することになった。そして様々な特権や不公正な徴税制度に由来する、いわば労働によらない富は、弁護の対象から外されるだけでなく、擁護派自身による攻撃に晒されたのである。一方、批判派は、擁護派が自陣から追い出した悪しき奢侈こそが奢侈の本質だとして、声高に非難を続けることができた。つまり、擁護論と批判論は対立しながらも共通の敵に対して同様の批判を浴びせるという事態が生じているのだ。こうして両者の議論は交錯するのである。

結び

奢侈擁護論と批判論が交錯したとはいっても、擁護派が弁護しようとした有益な奢侈と、両陣営がこぞって非難した有害な奢侈の区別は、批判派からすれば擁護論者による言い逃れでしかなかったかもしれない。擁護派にとってもフィナンシエと宮廷貴族による金権支配は否定しがたい現実であり、特権の廃止による自由な経済活動、不当な利益を生む徴税制度の是正、極端な富の不平等の緩和といった、有益な奢侈を成立させるための条件が実現していない以上、目の前にある奢侈とは、彼らもその悪影響を認めざるを得ない悪しき奢侈だったのである。独占特権を批判し、商業の自由を訴える言説は18世紀半ばから盛んになるし、1760年代以降の穀物流通の自由化やチュルゴによる改革の試みは、そうした理念を政策に投影したものだ。土地単一税など税制の簡素化を求める主張も国家財政の逼迫もあって強まっていく。しかし、現状を改革することでようやく実現が期待される有益な奢侈を擁護するよりも、現実に存在する奢侈に焦点を当てることで、奢侈一般を批判するほうが説得力を持ったという面はあったと思われる。

しかし、批判者陣営にも弱みはあった。既に述べたように、質素で貧しく有徳な国家というモデルに固執することが説得力を欠く以上、経済発展、技術の向上、富の増大といった要素は頭ごなしに拒否できないからである。発展の原動力をもっぱら農業にだけ求め、商工業には生産性を認めないというフィジオクラート的な立場を取ったにせよ、国富の増大を求めることに違いはないし、多くの批判派は商工業の意義も認めていたのである。だとすれば彼らは国民生活が経済的な意味で豊かになることは歓迎せざるを得ないはずだ。その結果生じるであろう、多くの国民が贅沢に、とは言わないものの、安楽に暮らせる状態を批判する理由はない。そして、そうした状態こそ自分たちが有益な奢侈と呼ぶものだと擁護派が主張した場合、これに反論することは困難だろう。

こうして1730年代から続いた論争を通じて、奢侈を批判する陣営も擁護する人々も、公正な税制、独占の廃止による自由な経済活動、極端な富の不平等の是正といった価値観を共有するにいたったと言えるだろう。もちろん、すべての対立点が解消されたわけではないし、論争に加わった著述家全員がこうした価値観を共有したはずもない。しかし、批判と擁護という対立がかつてほど単純なものでなくなっているのは確かである。

ブザンソン・アカデミーに寄せられた応募作はいずれも、程度の差はあれ、こうした状況を映しだしていると言ってよい。懸賞論文のテーマは一方的に奢侈を断罪するものであったため、相も変わらぬ富と徳の対立を繰り返すだけの議論が見られるのは事実だ。しかし、ひとつの作品全体がこうした伝統的批判論だけで貫かれているわけではないこともまた事実なのである。応募者

たちは確実にムロンやヒュームといった18世紀半ばまでの擁護論者の議論を理解しているし、その後の論争を通じて提示された賛否双方に関わる論点を吸収し、作品に組み込んでいる。奢侈批判を求める懸賞論文に応募することを決めた以上、彼らは奢侈論争に強い関心を寄せ、その内容に関しても相当程度の知識を有していたと考えるべきであり、半世紀にわたる奢侈論争の成果を消化していたのも当然であろう。さらに、ジャンティがブザンソンと重複して応募していたジュ・フロローのテーマのように「勤勉さを損なうことなく」という文言がない場合でも、懸賞論文に応募しようとする人々であれば、毎年発表されるテーマからアカデミーが産業振興、技術開発、経済発展に熱心であることは理解していた可能性が高い。それにこうした姿勢はブザンソン・アカデミーだけの特徴ではなかったのであり、奢侈を批判することが前提とされる懸賞論文であっても、貧しく有徳な国家の称賛に終始するわけにはいかないことは彼らにも分かっていたはずだ。その意味で、応募者たちもまた、表面上は徹底して擁護論に反駁しながらも、擁護論が唱える有益な奢侈、つまり、現状の弊害を取り除くことで極端な富の不平等が緩和され、その結果実現されるはずの状態、多くの国民が経済発展と技術改良の恩恵を享受できる社会を実質的には否定するのは難しかったのであり、その意味では懸賞論文への応募者たちの議論においても擁護と批判は交じり合い、対立の構図は複雑化していたのである。

応募作に独創的な議論はまったく見当たらないし、多くの場合、古びた奢侈批判と18世紀の擁護論への意図的反論がひとつの作品の中に混在している。懸賞論文への応募者たちの大半がその後、著述家として名を残すことがなかったのも当然であろう。しかし、彼らは少なくとも「啓蒙」の受動的な消費者には留まらないという点で興味深い存在である[(84)]。奢侈論にかぎらず、18世紀に台頭してきた新たな議論がどのように理解され、吸収されたのかを具体的に知ることは難しい。また「啓蒙」の世紀には、『百科全書』派に代表されるような、いわゆるフィロゾーフたちの思想に批判的な人々も当然ながら多く存在したが、そうした「反啓蒙」的言説がどの程度の支持を得ていたかを測ることも困難である。さらにいえば「啓蒙」対「反啓蒙」という単純な二項対立で当時の思想世界の見取り図を描こうとするのは誤りである。その意味で、たとえ独創性や体系性に欠ける作品であろうと、当時の議論に関心を寄せた人々が、それを自分なりに咀嚼し、理解した内容をもとに書き上げた応募作は、思想の普及や受容という問題にアプローチするための入口となる可能性を有している。つまり、奢侈批判というテーマに応募してきた作品を分析し、そこに伝統的議論の根強さだけではなく、半世紀に及ぶ奢侈論争の変遷をも見出すことで、我々は当時の知的状況により接近するための手掛かりを得ることができるのである。

注

（1） Melon, Jean-François, *Essai politique sur le commerce*, 1734（Nouvelle édition augmentée, 1736）. ムロンはマンドヴィルの影響を受けているとされるが、本稿で取り上げる懸賞論文の応募者たちは誰一人としてマンドヴィルの名を挙げておらず、奢侈擁護論の先駆者として意識されているのはムロンである。また、『蜂の寓話』のフランス語訳が出版されたのはムロンの著作より後の1740年であった。ムロンの奢侈擁護論の特徴については、米田昇平『欲求と秩序－18世紀フランス経済学の展開－』昭和堂、2005年、第二章。

（2） ダニエル・ロシュによれば1736年から1786年までの半世紀に奢侈を論じたテキストは100点にのぼる。Roche, D., *Histoire des choses banales; naissance de la consommation XVIIIe- XIXe siècle*, Fayard, 1997, p. 89.

（3） 1750年代以降、フランスでは政治経済学に関する書物、雑誌の出版点数が急増する。中でも原著が出版さ

れた２年後ル・ブランによって翻訳されたヒュームのこの作品は、ミラボーの『人間の友』（Mirabeau, Victor Riqueti, marquis de, *L'ami des hommes ou traité de la population*. 1756年に初版が出版されてから、18世紀中に40もの版を重ねた。本稿で用いるのは1758年に出版された４巻本）およびネッケルの『フランスの財政運営について』（Necker, Jacques, *De l'administration des finances de la France*,［s. l.], 3vols., 1784）. と並んでよく売れた作品だとされる。Shovlin, J., *The Political Economy of Virtue; Luxury, Patriotism, and the Origins of the French Revolution*, Cornell U. P., 2006, pp. 1-3.

（４） 18世紀フランスにおける奢侈論争を簡潔に整理した研究としては、Labriolle-Rutherford, M. R. de, "L'évolution de la notion du luxe depuis Mandeville jusqu'à la Révolution", *Studies on Voltaire and the 18th Century France*, XXVI, 1963, pp. 1025-1036. Ross, E., "Mandeville, Melon, and Voltaire; the Origins of the Luxury Controversy in France", *Studies on Voltaire and the 18th Century France*, CLV, 1976, pp. 1897-1912. 革命後にまで射程を伸ばし、18世紀に重視された奢侈にまつわる道徳的問題は19世紀にも重要なテーマであり続けたことを論じたものとして、Jennigs, J., "The Debate about Luxury in Eighteenth-Century and Nineteenth- Century French Political Thought", *Journal of History of Ideas*, vol. 68, no. 1, January 2007, pp. 79-105. また、Shovlin, op.cit. は愛国心という18世紀半ば以降に重要となる概念との関係で奢侈論争を解釈しており、本稿もこの研究から多くの示唆を得た。対象をフランスに限定してはいないが以下の研究も有益である。Berry, Ch. J., *The Idea of Luxury; A Conceptual and Historical Investigation*, Cambridge U. P., 1994. Berg, M. and Eger, E., "The Rise and Fall of the Luxury Debates", in Berg, M. and Eger, E. (ed.), *Luxury in the Eighteenth Century; Debates, Desires and Delectable Goods*, Palgrave Macmillan, 2003.

（５） Caradonna, J. L., *The Enlightenment in Practice; Academic Prize Contests and Intellectual Culture in France, 1670-1794*, Cornell U. P., 2012, Appendix F. なお、全国のアカデミーが実施した懸賞論文のテーマと受賞者を判明している限り網羅したこの Appendix F は大部であるため印刷版には収録されておらず、著者のサイトに全文が掲載されている。http://www.jeremycaradonna.com/appendix-f ちなみに最初に奢侈を取り上げたポーの1742年の懸賞論文のテーマは「広く普及した奢侈は国家にとって有害であるよりも有益か？」であり、いわば奢侈の是非を問うものであったが、それ以降の５つの懸賞論文はすべて奢侈批判をテーマとしている。時期的に早い順に並べると以下の通り。

1759年「奢侈。ローマの退廃の第一の原因」（モントーバン）

1762年「奢侈の危険」（マルセイユ）

1770年「奢侈の弊害」（アカデミー・フランセーズ）

1780年「君主国において勤勉さを損なうことなく奢侈を制限し、習俗に対する奢侈の継続的影響を抑制する手段はどのようなものか」（ジュ・フロロー）

1782年「奢侈は習俗および国家を破壊する」（ブザンソン）

（６） アカデミーと懸賞論文の役割については、Caradonna, op. cit. 以外に、Roche, D., *Le siècle des Lumières en province; académies et académiciens provinciaux, 1680-1789*, Mouton, 1978, 2vols. および、Roche, D., *Les républicains des lettres; gens de culture et Lumières au XVIIIe siècle*, Fayard, 1988, Deuxième Partie.

（７） ロシュによれば地方アカデミーは設立の波は第一期が1650年から1715年でこの間に13、第二期が1720年から1760年でこの時期に20のアカデミーが誕生している。しかし、20のうち15は1750年以前に設立されており、ブザンソンは第二期の中でも遅い部類に入る。また1760年以降にも7つのアカデミーが設立されている。Roche, *Le siècle des Lumières en province*, tome 1, p. 31 & tome 2, p. 477.

（８） *Lettres-Patentes du roi, statuts et règlemens concernant l'établissement de l'Académie des Sciences, Belles-Lettres &*

Arts en la ville de Besançon avec l'état contenant les noms de MM. les académiciens et l'arrêt de la cour pour l'enrégistrement d'icelles, Besançon, 1752.

（９） *Règlement pour la discipline intérieure de l'Académie des Sciences, Belles-Lettres et Arts, établie en la ville de Besançon arrêté à la séance du 21 mai 1753*, Besançon, 1753.

（10） Caradonnna, pp. 57-65. ただし多くのアカデミーでは別途審査委員会が設けられていたようである。

（11） Bibliothèque de Besançon, Fonds de l' Académie, Ms Académie 1 & 3. Fonds de l' Académie として整理されている史料は53巻にのぼるが、そのうち Ms Académie 1-4には議事録が、また Ms Académie 12-49には懸賞論文への応募作品が収蔵されている。本稿が対象とする1782年の雄弁賞は Ms Académie 43に含まれる。なお、現在ではこの Fonds de l' Académie をはじめとしてブザンソン市が所蔵する多くの手稿史料は市が運営する以下のウェブサイト上にアップされ、Fonds de l' Académie をキーワードとして検索すれば容易に参照できるようになっている。http://memoirevive.besancon.fr

（12） Caradonna, op. cit., pp. 65-71.

（13） Louis Genty, 1743-1817. 印刷版のタイトルは以下の通り。*Discours sur le luxe, qui a remporté le prix d'éloquence à l'Académie des Sciences, Belles-Lettres & Arts de Besançon, en 1783*, Orléan, 1783. 彼はコレージュで教師をした後、革命期には立法議会議員にも選ばれ、中央学校では数学教師を務めるなどしたようだ。*Dictionnaire de biographie française*.

（14） abbé Roger, 1724-1810. 彼については元イエズズ会士であることと、いくつかの作品を執筆したこと以外に情報が発見できなかった。*France littéraire*, tome 8, p. 112.

（15） Pierre-Hyacinthe Duvigneau, 1757 ou 1752-1794. 革命期にはジロンド派の政治家として活動。連邦主義の反乱の失敗後、逃亡を試みるが逮捕され、1794年７月ボルドーで処刑された。ちなみにデュヴィノは次点となった応募作を公刊したようで、1784年10月23日の *Mercure de France* にはその書評が掲載されている。書評の筆者はボルドーにおける彼の同僚であり、革命期にも同志であった Dominique-Joseph Garat である。

（16） Ms Académie 3.

（17） Cousin, J., *L'Académie des Sciences, Belles-Lettres et Arts de Besançon; deux cents ans de vie comtoise* (*1759-1952*), *essai de syntèse*, Besançon, 1954, p. 102. Caradonna, op. cit., Appendix F.

（18） 10を超える３つとはトゥルーズのジュ・フロロー（平均16）、アンジェ・アカデミー（14）、ラ・ロシェル・アカデミー（13）である。Roche, *Le siècle des Lumières en province*, tome 1, p. 330. ジュ・フロローの多さはこの組織が起源を中世にまで遡る由緒あるアカデミーであり、いわば伝統と権威、高い文化的ステイタスを有していたためだと思われる。Caradonna, op. cit., p. 56. またジュ・フロローとその懸賞論文については、山崎耕一『啓蒙運動とフランス革命－革命家バレールの誕生－』刀水書房、2007年、141－171ページ。

（19） Antoine-Prosper Lottin, 1733-1812. パリで書籍商を営む傍ら、自らも多くの場合筆名で文筆業に携わっていた。*Magasin encyclopédique* や *Mercure de France* への寄稿も多いとされる。*Magasin encyclopédique*, janvier 1813, pp. 374-381. には彼の伝記が掲載されている。

（20） 初版と第二版はそれぞれ以下のタイトルで出版された。*Discours contre le luxe; il corrompt les mœurs et détrtuit les empires*, Paris, 1783. *Discours sur ce sujet; le luxe corrompt les mœurs et détrtuit les empires, nouvelle édition revue et corrigée par M. de Saint-Haippy*, Amsterdam & Paris, 1784.

（21） Fonds de l' Académie, Ms Académie 43.

（22） ただし、アカデミー会員の研究テーマという点ではブザンソンは歴史を重視する傾向にあったようだ。規約の第14項には地元の歴史および博物誌を研究すべきことが謳われている。また、地元の産業振興への強い

関心は設立直後から確認できるとされる。*Lettres-Patentes du roi, statuts et règlemens concernant l'établissement de l'Académie des Sciences, Belles-Lettres & Arts en la ville de Besançon avec l'état contenant les noms de MM. les académiciens et l'arrêt de la cour pour l'enrégistrement d'icelles.* Roche, *Les républicains des lettres*, pp. 176-180, *Le siècle des Lumières en province*, tome 1, pp. 324-385. Cousin, op. cit. pp. 53 et 103-104.

(23)　Roche, *Le siècle des Lumières en province*, tome 1, p. 349.

(24)　Ibid., tome 1, pp. 197-204 et tome 2, pp. 382-383, 388.

(25)　*Séance publique de l'Académie des Sciences, Belles-Lettres et Arts de Besançon, A la rentrée du 6 décembre 1782*, Besançon,［1783］, pp. 5-7.

(26)　*Séance publique de l'Académie des Sciences, Belles-Lettres et Arts de Besançon, des 17 mai, 24 août & 29 décembre 1783*, Besançon,［1784］, pp. 3-4.

(27)　Delantine, A.-F., *Couronnes académiques, ou recueil des prix proposés par les sociétés savantes*, Paris, 2 tomes in 1 vol., 1787, tome 2, pp. 143-144. 受賞者は Labat de Mourens という人物で、彼は1781年、懸賞獲得作としてこの作品を公刊している。

(28)　Roche, *Le siècle des Lumières en province*, tome 1, p. 340. Caradonna, op. cit., pp. 123-127.

(29)　Caradonna, op. cit., chapter 4はルソーの受賞が招いた論争と懸賞論文の性格を再検討しており、示唆に富む。

(30)　［Necker, Jacques］, *Eloge de Colbert*, Paris, 1773. この作品は匿名で出版されたが、著者がネッケルであることは周知のことだった。コルベールを称えることでネッケルはいわば1760年代から盛んになる穀物取引の自由化などの経済的自由主義に反対する姿勢を示したのである。つまりこの時期にコルベールを論じること自体が論争的な性格をもっていた。それだけにアカデミー・フランセーズは慎重な態度を取ることを余儀なくされたと思われるが、その一方で、「コルベール讃」をあえて懸賞論文のテーマとしたのもアカデミーなのである。

(31)　Fonds de l' Académie, Ms Académie 43.

(32)　*Recueil des ouvrages de poésie et d'éloquence, présentés à l'Académie des Jeux Floraux, l'année de M. DCC. LXXX*, pp. 53-87.

(33)　Caradonna, op. cit., pp. 90-101.

(34)　Ibid., Appendix F.　ちなみにトゥルーズにはアカデミーが二つあり、ジャンティはジュ・フロローでは優秀作として選集に掲載され、もうひとつの学術・碑文・文芸アカデミーでは賞を獲得したことになる。

(35)　規則違反には既発表論文での応募の他に、剽窃はもちろんとして、３回以上同じアカデミーで当選した者は応募資格を失うとした規定への違反などがあるという。また有力者への嘆願、あるいは国王をはじめとする権力者の介入などもあったが、全体としてそうした不正は稀だったとされる。Ibid., pp. 73-75 et 86. また山崎耕一氏によればバレールがボルドー・アカデミーに提出した「モンテスキュー讃」はダランベールの同名作品と内容的に重なる部分が極めて多いという。山崎耕一、前掲書、110－111ページ。また同書155－156ページではジュ・フロローへの応募作として掲載されたジャンティの作品が分析されている。

(36)　先述したように、本稿で扱う応募作はすべて Fonds de l' Académie, Ms Académie 43に収録されているため、今後は応募作に記された番号のみを示し、執筆者が判明している場合は、番号の後に作者名を付記する。また、応募作にはそれぞれにページ数が記入されているもの、ページ数はないが、整理した後に書き入れられたと思われる通し番号のみがあるもの、そして両方の数字が書かれたものが混在している。以下、番号の後に示す数字は、各応募作の何ページ目であるかを示す。

(37)　Laffemas, Barthélemy de, *Avis sur l'usage des passements d'or et d'argent*, Paris, 1610, pp. 16-18.

(38)　Aubry, *Au roi; requête de corps des marchands orfèvres-joailliers de Paris, concernant l'obligation qui leur est faite, par l'édit du présent mois de mars 1700, de tenir des régistres paraphés par le lieutenant de police*, [1700], p. 10.

(39)　Butel-Dumont, Georges-Marie, *Théorie du luxe; ou traité dans lequel on entreprend d'établir que le luxe est un ressort non-seulement utile, mais même indispensablement nécessaire à la prospérité des Etats*, [Londres], 1771, pp. viii-ix. ビュテル＝デュモンの奢侈論のついては、米田、前掲書、第八章。

(40)　古典的な奢侈批判の概要については、Berry, op. cit., part II.

(41)　No. 6, p. 1.

(42)　No. 7 (Roger), p. 1.

(43)　[Guyon, Jean-Louis de], *Le luxe, première cause de la décadance de Rome. Poëme, qui a remporté le prix à l'Académie de Montauban, à la Saint-Louis 1759*, Montauban, 1759.

(44)　Labat de Mourlens, abbé, *Quels seroient les moyens de borner le luxe dans une monarchie, & de réprimer son action continuelle sur les mœurs, sans nuire à l'industrie. Discours qui a remporté le prix, au jugement de l'Académie des Jeux Floraux*, [Toulouse], [1781], pp. 3-6.

(45)　ただし、学芸の意義を前提に、その普及を目指すアカデミーという組織が主宰する懸賞論文に応募する著述家にとって、ルソーを手放しで賞賛することには問題があったと思われる。奢侈を批判する上でもっとも強力な援軍の一人であるはずのルソーへの言及は少ない。1番の作品は学芸一般と奢侈の原因となる学芸とは区別すべきとし、自らの議論がルソーの学芸批判・文明批判と同一視されることを避けようとしているし、次点となったデュヴィノはルソーを称賛しているが、もっぱらその対象は彼の教育論である。No. 1, p. 1, no. 9 (Duvigneau), p. 5. ただし、1778年にルソーが死んだ後、彼の称賛者たちによって「ルソー讃」をテーマに懸賞論文を募ろうとする動きはあったという。しかし、「ルソー讃」が実現するのは革命勃発後であった。Caradonne, op. cit., p. 208. またモンテスキューについても、彼が奢侈が徳の低下を招くとしたものの、徳とは共和政の原理であり、君主政の原理ではないと主張したため、モンテスキューの権威を持ち出すことは困難となっている。この点については次節で論じる。

(46)　No. 1, p. 2, no. 6, pp. 12-13, no. 7, pp. 14-16 & no. 8, p. 5.

(47)　誤解のないようにいえば、身分制に批判的であるために、身分制擁護論から奢侈批判を切り離すという選択をこれらの応募作がしているわけではない。先述したように、懸賞論文のテーマが18世紀後半に社会改革を取り上げることが増え、王権の政策に対して批判的な傾向を強めたことが事実だとしても、正面から身分制そのものを否定するような議論を受け入れるほどアカデミーは急進的ではなかった。ただし、後述するように富の極度な不平等を批判する議論は応募作にも現れる。

(48)　No. 2, p. 11 & No. 5 (Lottin), p. 2.

(49)　[Baar, Georges-Louis de], *Discours sur les inconvéniens du luxe; pièce présentée à l'Académie française en 1770*, 1770. もちろんこれだけのデータから当時にフランスにおける「非キリスト教化」について論じるのは軽率である。しかし、渡辺孝次の分析によればプロテスタントの教えが奢侈や勤勉をめぐる議論に色濃く影を落としているスイスなどと比べた場合、懸賞論文における宗教の影が薄いことは確かであろう。渡辺孝次「工業化するスイス－チューリヒの場合－」踊共二編『アルプス文化史』、昭和堂、2015年、50－70ページ。

(50)　Temple, William, *Observations upon the United Provinces of the Netherlands*, London, 1673. この作品は翌年には早くもフランス語訳が出版されている。*Remarques sur l'Estat des Provinces Unies des Païs-Bas. Faite en l'an*

1672 par Monsieur le Chevalier Temple, La Haye, 1674. テンプルが奢侈批判論に与えた影響については、Morize, A., *L'apologie du luxe au XVIIIe siècle et <Le mondain> de Voltaire*, Genève, 1970（Réimp. de l'édition de Paris, 1909）, p. 104.

(51)　Pinto, Issac de, *Essai sur le luxe*, Amsterdam, 1762. この作品の経済思想史上の位置づけについては、米田、前掲書、352－359ページ。

(52)　Mirabeau, op.cit., tome 2, p. 89.

(53)　Fonds de l'Académie, Ms Académie 3 et Delantine, op. cit., tome 1, p. 209.

(54)　No. 8, p. 14.

(55)　No. 8, pp. 2-3, 16.

(56)　No. 8, pp. 13-14. また No. 2, p. 3では『法の精神』のこの部分の議論がモンテスキューの名を挙げずに繰り返されるが、何のコメントも付されていない。またロタンは出版した作品の第２版冒頭でマブリやミラボーと並んでモンテスキューを参照したとしているが、彼がモンテスキューに依拠するのはスペイン衰退の原因を南米から流入した黄金に求める点である。Lottin, *Discours sur le sujet*, p. v.

(57)　すでに述べたように彼の *Political Discourses* は出版の２年後にはフランス語に訳され、よく読まれたことが知られている。ヒュームの奢侈論については坂本達哉『ヒュームの文明社会－勤労・知識・自由－』創文社、1995年、第４章。同『ヒューム希望の懐疑主義－ある社会科学の誕生－』慶応大学出版会、2011年、第６章。

(58)　Caradonna, J., "The Monarchy of Virtue; The Prix de Vertu and the Economy of Emulation in France, 1779-91", *Eighteen-Century Studies*, vol. 41, no. 4, Summer 2008, pp. 443-458. この研究ではポーコックが主導したシヴィック・ヒューマニズムへの関心の高まりのために、かえって徳の多様性が見えなくなっているとの立場から、一般の民衆を対象とした「義務に基づく」徳を分析している。また、この研究でも取り上げられている Linton, M., *The Politics of Virtue in Enlightenment France*, Palgrave Macmillan, 2001. は18世紀の徳を「王の徳」「貴族の徳」「共和的徳」に分類しており、いずれにせよ、共和主義的な徳だけが徳ではないとの立場を取っている。

(59)　デュクロは気に入られたいという欲望に取り憑かれた人間の滑稽さを描写している。Duclos, Charles, *Consiérations sur les mœurs de ce siècle*, [Paris], 1751. 拙訳『当世習俗論』第七章、十八世紀叢書 II『習俗』国書刊行会、2001年所収。また、こうした観点から18世紀フランスを分析した研究としては、増田都希『十八世紀フランスにおける「交際社会」の成立－十八世紀フランスの処世術論－』一橋大学言語社会研究科博士論文、2008年。同「十八世紀フランスにおけるホモ・エコノミクスの礼節論－モンクリフ『気にいられることの必要性とその方法』（一七三八）に見る作法と徳、そして欲望－」『史潮』第七二号、2012年11月87－106ページ。

(60)　No. 1, pp. 6-7.

(61)　Ibid., pp. 7-9.

(62)　No. 5（Lottin）, pp. 15-17, no. 7（Roger）, pp. 12-14.

(63)　Mirabeau, op. cit., tome 2, pp. 150-157.

(64)　Ibid., tome 2, pp. 123-125.

(65)　Pinto, op.cit., pp. 24-27.

(66)　N. 7（Roger）, p. 18.

(67)　Ibid., pp. 19-23.

(68)　Butel-Dumon, op.cit., première partie, pp. 45-71.

(69)　Shovlin, op. cit., pp. 1-12 & 44-48.

(70)　Jennings, op. cit.

(71)　奢侈をめぐるエルヴェシウスとディドロの立場については拙著『名誉と快楽－エルヴェシウスの功利主義－』法政大学出版局、1993年、第三部。

(72)　Saint-Lambert, Jean-François de, *Essai sur le luxe*,［s. l.］, 1764, pp. 35-36. この作品は1765年に出版された『百科全書』第9巻に掲載されている。

(73)　Butel-Domont, op. cit., tome 1, première partie, pp. 162-167, seconde partie, pp. 81 & 128-130.

(74)　Necker, op. cit., pp. 41-45.

(75)　Necker, Jacque, *De l'administration des finances de la France*, tome 3, pp. 105-106.

(76)　こうした事情については、Shovlin, op. cit., pp. 7-8 & 26-38. Chaussinand-Nogaret, G., *Gens de finance au XVIIIe siècle*, Bordas, 1972. また貴族の経済活動については、Richard, G., *La noblesse d'affaires au XVIIIe siècle,* Armand Colin, 1974.

(77)　Mirabeau, op. cit., tome 1, pp. 55 & 98-99.

(78)　ショヴリンは、フランスではイギリスに比べて商業への評価が低いままであったことの原因をこうした宮廷資本主義に求めている。つまり、フランスでは商業はフィナンシエと宮廷貴族による独占特権および彼らへの富の集中といったマイナス・イメージで捉えられがちだったというのである。Shovlin, op. cit., pp. 15-18.

(79)　No. 3 (Genty), pp. 7-11.

(80)　Ibid., p. 20-21.

(81)　No. 5 (Lottin), pp. 23-26, No. 9 (Duvigneau), pp. 29-30. デュヴィノのこうした批判は、売官制のために貧しい地方貴族が士官のポストに就くことができない一方で、実績も経験もない宮廷貴族が高い地位を独占し、さらには平民が士官の地位を購入していることがフランス軍の弱体化を招いたとする、当時見られた議論を反映している。この問題については Bien, D., "The Army in the French Enlightenment; Reform, Reaction and Revolution", *Past and Present,* no. 85, 1979, pp. 68-98.

(82)　Labat de Mourens, op. cit., pp. 17-19.

(83)　Ibid., pp. 11-13. エルヴェシウスは少数の富者にしか手の届かない贅沢品が存在する一方で多くの国民が貧困に苦しむ状態に対して、富の不平等が緩和され、多くの人間が通常の品質の便宜品を豊富に享受できる状態を「国民的奢侈」と名づけ、目指すべき目標としている。この点については、森村、前掲書。

(84)　この点について、Caradonna は懸賞論文への参加を公共圏という概念との関わりで分析している。彼によれば、懸賞論文への応募者たちは、従来、ハーバーマスをはじめとする研究者たちによって公共圏を構成する主体だと考えられてきた「読書する公衆」とは異なり、より積極的に公共圏に関わる参加型の公衆である。こうした意味で「公衆」および「公共圏」の概念は再検討すべきだとされる。Caradonna, *The Enlightenment in Practice*, pp. 144- 146.

（一橋大学大学院社会学研究科教授）